

Ⅰ 1-2 消防用設備等の設置単位の判定基準について

平成16年8月24日
16消導第189号
令和4年12月9日
4消規第169号

第1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（消防法施行令(昭和36年政令第37号)第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

第2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）又は庇等により接続されている場合（接続計画を含む。以下同じ。）は原則として一棟であること。ただし、次の1から4のいずれかに該当する場合は、別棟として取扱って差し支えないものであること。

1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合

(1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行に支障がない状態であること。

(2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3メートル未満、その他の場合は6メートル未満であること。

(3) 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6メートル、2階以上の階にあつては10メートルを超えるものであること。ただし、次のアからエまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3メートル以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 外壁は防火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下同じ。）第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）及び屋根は準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。）で造られていること。

(イ) (ア) 以外のものについては、防火構造の塀（自立構造のもの）その他これらに類するもの又はスプリンクラー設備（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリン

クラー設備であるものに限る。以下同じ。)若しくはドレンチャー設備(建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)が延焼防止上有効に設けられていること。

イ アの外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。ただし、面積の合計が4平方メートル以下の開口部で防火戸(建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)が設けられている場合にあつては、この限りでない。

ウ 渡り廊下については次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 吹き抜け等の開放式で、かつ、建築物の両端の接続部に設けられた出入口には、防火戸が設けられていること。

(イ) (ア)以外のものについては、次のAからCまでに適合するものであること。

A 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下同じ。)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料(建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。)で造ったものであること。

B 建築物の両端の接続部に設けられた出入口部分の面積の合計は、いずれも4平方メートル以下であり、当該部分には防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

C 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、スプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1平方メートル以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

b 機械排煙設備にあつては、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下同じ。)第30条の規定に基づき設置されていること。

エ 渡り廊下の長さは渡り廊下の幅員以上の長さとし、かつ、接続部に設ける防火戸が避難上有効に開放できる距離以上であること。

- 2 建築物と建築物が地下連絡路で接続されている場合で、次の(1)又は(2)に適合する場合
- (1) 地下連絡路の天井部分が直接外気に常時開放（地下連絡路の断面積以上の開口に限る。）されているドライエリア形式又はこれと同等以上に火災の際の煙を有効に排出できる構造等であるもの
- (2) (1)以外のもので、次のアからクまでに適合するもの
- ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であること。
- イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行に支障がない状態であること。
- ウ 地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）であること。
- エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6メートル以上であり、その幅員は6メートル未満であること。ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、この限りでない。
- オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- カ オの出入口の開口部の面積の合計は、一の建築物につき4平方メートル以下であること。ただし、当該地下連絡路にスプリンクラー設備が設けられ、かつ、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）」に適合する排煙設備（以下「特殊排煙設備」という。）が設けられている場合にあつては、この限りでない。
- キ オの出入口には、特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備であるものに限る。）である防火戸（以下「特定防火戸」という。）で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- ただし、特殊排煙設備を設置する場合にあつては、くぐり戸（特定防火戸に限る。）を併設したシャッター（特定防火設備に限る。）とすることができる。
- ク 特殊排煙設備を設けた地下連絡通路以外の地下連絡路には、1(3)ウ(i)C bに定める排煙設備が設けられていること。ただし、スプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。

- 3 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次の(1)から(6)までに適合する場合
- (1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2平方メートル以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - (2) 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及び下地材料は不燃材料であること。
 - (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートルを超える場合にあっては、この限りでない。
 - (4) (1)の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2平方メートル以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。
 - (5) (1)の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。
 - (6) 洞道の長さは洞道の幅員以上の長さであること。
- 4 建築物の庇（軒先を含む。以下同じ。）と建築物の庇が重なり合っている場合で、次の(1)から(4)までに適合する場合
- (1) 重なり合う庇と庇の高さが0.5メートル以上開放されていること。
 - (2) 庇の重なり幅は0.9メートル以下であること。
 - (3) 庇下部分の用途が通行の用途のみに供されるとともに、庇の両端部が開放されていること。
 - (4) 庇下の相対する開口部で相互に3メートル以内の距離にある開口部は、防火戸であること。

第3 「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年5月6日付け50消導第57号。以下「57号通知」という）通知等の取り扱い

- 1 平成16年8月23日以前に57号通知により判定した防火対象物は、今後も57号通知の判定基準によるものとする。
- 2 平成16年8月24日以降に新たに防火対象物を接続する場合（建て替え等のための再接続を含む。）及び既存の接続部分を改修する場合にあっては、本通知によるものとする。

第4 その他

- 1 本基準により別棟と取り扱う場合は、渡り廊下等の床面積を各棟の延べ面積に応じて按分して合算すること。
- 2 本通知の取り扱いについて疑義を生じた場合は、予防部規制課長と協議すること。